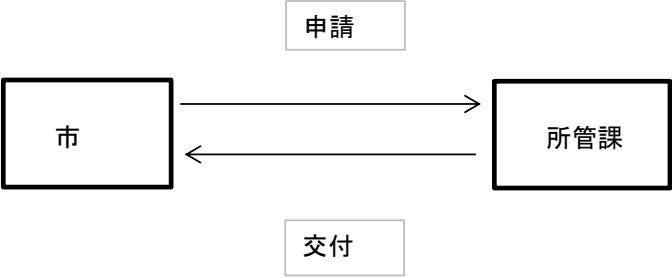


審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	ダム の 操 作 規 程 の 承 認	
処 分 の 概 要	ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、操作規程を定め河川管理者の承認を受ける。	
根 拠 法 令 名	河川法(昭和39年法律第167号)	
条 項	第47条第1項	
所 管 課	道路河川管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標 準 処 理 期 間	計	未設定
審 査 基 準	1(法律上の規定による基準) ・河川法施行令第29条(ダム の 操 作 規 程) - 法第47条第1項の操作規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。 - 一 貯留及び放流の方法に関する事項 - 二 ダム及びダムを操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項 - 三 ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測に関する事項 - 四 放流の際にとるべき措置に関する事項 - 五 その他ダムの操作の方法に関し必要な事 2(国の運用通達による基準) ・河川法第2章第3節第3款(ダムに関する特則)等の規定の運用について(河川局長通達S41.5.17付建設省河発第178号)の4(1) - 法第47条第1項の規定によりダムの設置者が操作規程を定め、又は変更するときは、別添第一の標準操作規程の例によってするように当該ダムの設置者を指導すること。 【根拠法令等】 河川法 第47条第1項(ダム の 操 作 規 程) ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 河川法第2章第3節第3款(ダムに関する特則)等の規定の運用について(S41.5.17河川局長通達)	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。